介護老人保健施設メディカルホーム大久手 重要事項説明書

施設入所サービス

(令和7年9月16日現在)

(重要事項説明書の目的)

第1条 介護老人保健施設メディカルホーム大久手(以下「当施設」という。)は、要介護状態と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の保証人(以下「保証人」という。)は、当施設に対し、そのサービスに応じて料金を支払うことについて取り決めることを、本重要事項説明書の目的と致します。

(適用期間)

- 第2条 本重要事項説明書は、利用者もしくは保証人が介護老人保健施設入所利用契約書を当施設に 提出されたときから効力を有します。但し、保証人に変更事項があった場合は、新たに契約を 得ることと致します。
 - 2 利用者は、前項に定める事項の他、本重要事項説明書、<u>別紙1、別紙2及び別紙3</u>の改定が 行なわれない限り、初回利用時の契約書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができ るものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び保証人は、利用者が当施設を退所し、退所日までの利用料金を全て支払うことにより、本重要事項説明書に基づく入所利用規定を解除・終了することができます。

(当施設からの解除)

- 第4条 当施設は、利用者及び保証人に対し、次に掲げる場合には、本重要事項説明書に基づく入所 利用を解除・終了することができます。
 - ①利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合。
 - ②当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において退所して居宅において生活可能と判定された場合。
 - ③利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供 を超えると判断された場合。
 - ④利用者及び保証人が、本重要事項説明書に定める利用料金を本重要事項説明書第5条第2項に定める支払い期日から2ヶ月以上滞納し、当施設がその支払いを督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合。
 - ⑤利用者又は保証人が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為や反社会的行為、セクシャル・パワー・モラルハラスメントを行った場合。*警察に通報する場合があります。
 - ⑥天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることが 困難となった場合。

(利用料金)

- 第5条 利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、本重要事項説明書に基づく介護保健施設サービスの対価として、<u>別紙2</u>の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
 - 2 当施設は、利用者及び保証人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに送付し、利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の25日までに支払うものと致します。なお、支払い方法は銀行口座からの引き落とし、当施設指定の銀行口座(請求書に記載)に振込むものと致します。

3 当施設は、利用者又は保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者 及び保証人が指定する送付先に対して、領収書を送付致します。

(記録)

- 第6条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終 了後5年間は保管します。
 - 2 当施設は、利用者に前項の記録の閲覧、謄写を求められた場合には、原則として、これに応じます。但し、保証人、その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者(施設長)が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師(施設長)がその様態及び時間、その際、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載するものと致します。

(虐待の防止等)

- 第8条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、以下に掲げる 事項を実施します。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について 従業者に周知徹底を図ります。
 - ② 虐待防止のための指針を整備します。
 - ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
 - 2 当施設は、サービス提供中に、当施設従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(秘密の保持)

- 第9条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は保証人もしくはその家族等に関する秘密を、 正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施 設の介護老人保健施設入所利用契約書による同意の上で、行うこととします。
 - ①介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - ②介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、 利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
 - 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、併設医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
 - 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断された場合、他の専門的医療機関への紹介を致します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び保証人が当施設の介護老人保健施設入所利用契約書に指定する者に対し、緊急に連絡致します。 (要望又は苦情等の申出)
- 第11条 利用者及び保証人は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等 について、以下に申し出ることができます。
 - ・当 施 設 担 当 支 援 相 談 員 (052-735-0551)
 - · 千 種 区 役 所 福 祉 課 (052-753-1828)
 - ・愛知県国民健康保険団体連合会(052-971-4165)
 - ·名 古 屋 市 介 護 保 険 課 (052-959-2592)

(賠償責任)

- 第 12 条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
 - 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第13条 この重要事項説明書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

介護老人保健施設メディカルホーム大久手の概略

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施 設 名 介護老人保健施設メディカルホーム大久手
- 開設年月日 平成2年10月11日
- ・所 在 地 〒464-0854

名古屋市千種区大久手町5-5-1

- ・電話番号 (052) 735-0551
- ・ファックス番号 (052) 735-0251
- ・管理者名 今津 昇三
- ・介護保険指定事業所番号 2350180002

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護や通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いた だいた上でご利用ください。

「運営方針〕

- 1. 明るく、楽しい家庭的な雰囲気作りに心掛けること
- 2. 常に利用者の立場になって言動すること
- 3. 地域と家族との交流に心掛けること

(3)入所定員等

- ・定員 60名(うち認知症専門棟 0名)
- ·療養室 個 室 7室

2人室 5室

3人室 5室

4人室 7室

(4) 通所定員

·定員 21名

(5) 施設の職員体制及び職務内容

職種	員数	夜間	職務内容
医師(管理者)	1名		診断・治療の実行 施設の従業者の管理及び業務管理
看護職員	6名以上	1名	医師の指示による医療的看護・介護
介護職員	14名以上	2名	利用者の心身の介護
支援相談員	1名以上		利用者及び家族の相談業務
理学療法士	1名以上		利用者の心身機能の維持・回復を目 的とするリハビリテーション
作業療法士	2名以上		利用者の心身機能の維持・回復を目 的とするリハビリテーション
管理栄養士	1名		利用者の適切な栄養管理指導
介護支援専門員	1名		施設サービス計画の作成
薬剤師	1名		薬の調合
調理員	外注		食事の提供
清掃員	外注		施設内の清掃

2 サービス内容

- ①施設入所,(介護予防)短期入所療養介護,(介護予防)通所リハビリテーション計画の立案
- ②食事 食堂でおとりいただきます。

朝食 8時~ 8時45分 ※(介護予防)通所リハビリテーションを除く。

昼食 12時~12時45分

夕食 18時~18時45分 ※(介護予防)通所リハビリテーションを除く。

- ③入浴 一般浴槽の他、特別浴槽での対応も可能です。入所利用者は、原則として週2回ご利用いただけます((介護予防)通所リハビリテーションは毎日利用可)。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。
- ④医学的管理·看護
- ⑤介護 退所時の支援も行います。
- ⑥機能訓練 リハビリテーション、レクリエーション活動
- ⑦送迎 (介護予防) 短期入所療養介護および (介護予防) 通所リハビリテーションの送迎範囲は, 千種区・昭和区・中区・東区に限る。
- ⑧相談援助サービス
- ⑨利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩理美容サービス 原則、第2及び4週火曜日に実施します。※入所サービスに限る。
- ①行政手続代行
- (12)その他
- ※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに 対応をお願いするようにしています。

(1) 名 称 医療法人 吉田病院

住 所 名古屋市千種区大久手町5-19

(2) 名 称 鈴木歯科医院

住 所 名古屋市守山区守山3-3-15

4 施設利用に当たっての留意事項

・面会 9時~18時まで

・外出・外泊 2 階詰所に届け出て下さい。 ・飲酒・喫煙 飲酒は基本的に禁止。全館禁煙

・設備・備品の利用 当施設にご相談下さい。 ・所持品・備品等の持込 当施設にご相談下さい。

・金銭・貴重品の管理 当施設に持ち込みはできません (ご家庭で管理してください)

・外泊時等の施設外での受診 当施設にご連絡下さい。

・宗教活動 禁止します。・ペットの持ち込み 禁止します。

5 非常災害対策

・防 災 設 備 スプリンクラー、消火器、自動火災報知設備、誘導灯、

非常放送設備、避難器具

·防災訓練 年2回

・事故発生時の対応 〈別紙3〉参照

6 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止致します。

7 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。 要望や苦情などは、下記にお申し出いただくこともできます。

- · 千 種 区 役 所 福 祉 課 052-753-1828
- ・愛知県国民健康保険団体連合会 052-971-4165
- · 名 古 屋 市 介 護 保 険 課 052-959-2592

8 サービスの第三者評価の実施状況について

【実 施 の 有 無】 無

【実施した直近の年月日】 -

【第三者評価機関名】 -

【評価結果の開示状況】 -

施設入所サービスについて

1 介護保険被保険者証等の確認・管理

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証等必要書類を確認させていただきます。 また、ご利用開始の際は介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証を当施設にて管理させて いただきます。

2 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すればご家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、利用者・保証人・ご家族のご要望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員 が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇機能訓練

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇日常生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に 立って運営しています。

3 利用料金

(1) 基本料金(1単位=10.68円)

①施設利用料

①施設利用科					
	要介護1	要介護 2	要介護3	要介護4	要介護 5
従来型個室	717	763	828	883	932
多 床 室	793	843	908	961	1012
夜勤職員配置加算		24		1日につき	
短期集中リハビリテーション実施加算 I		258		1日につき 入所から3ヵ月以内の期間	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 I		240		1日につき 入所から3ヵ月以内の期間	
初期加算Ⅱ		30		1日につき 入所から30日以内の期間	
サービス提供体制強化加算 I		22		1日につき	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ		51		1日につき	
入所前後訪問指導加算 I 2		450		1回限り入所前30日以内又は入所後7日以内	
入所前後訪問指導加算Ⅱ2		480		1回限り入所前30日以内又は入所後7日以内	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅱ		33		1月につき	
科学的介護推進体制加算Ⅱ		60		1月につき	
安全対策体制加算		20		入所時に1回	
協力医療機関連携加算 I		50		1月につき	
介護職員等処	遇改善加算 I	7. 5%		1月につき所定単位数に対して	

若年性認知症利用者受入加算	120	1日につき
所定疾患施設療養費Ⅱ	480	1日につき 1月に1回10日を限度
新興感染症等施設療養費	240	1月につき1回5日を限度
経口維持加算I	400	1月につき
経口移行加算	28	1日につき
外泊時費用	362	1日につき 月6日を限度
外泊時費用 (在宅サービスを利用する場合)	800	1日につき 月6日を限度
入退所前連携加算 I	600	1 回限り
入退所前連携加算Ⅱ	400	1 回限り
退所時情報提供加算 I	500	1 回限り
退所時情報提供加算Ⅱ	250	1回限り
退所時栄養情報連携加算	70	1回を限度
訪問看護指示加算	300	1 回限り
緊急時治療管理1	518	1日につき

◇介護保険給付外料金(円)

	第1段階		第2段階	第3段階	第4段階
食費		300	390	① 650 ② 1,360	1,860
((((((((((((((550	550	1, 370	1,730
居住費	多床室	0	430	430	440
特別室料金 個室 1,100 円/日 2 人部屋 550 円/日 ※税込				込	
日 用 品 費 210円/日 日常生活上必要なもの(シャンプー,洗顔料等)。					
教	教養娯楽費 210円/日 機能訓練以外のクラブ活動経費及びレクリエーション費等。				

(2) その他の料金

理美容	男性	1,800円	顔そり料 700 円別途。
	女性	2,000円	顔そり料 700 円別途。
テレビ	レンタル	110 円/日	税込 事務所にて別途申込み
冷蔵庫	レンタル	110 円/日	税込 事務所にて別途申込み

(3) 支払い方法

- ・毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の25日までにお支払い下さい。 お支払いいただきますと領収書を発行致します。
- ・お支払い方法は、銀行口座からの引き落とし、銀行振込でお支払いください。

事故発生時の対応

